

労働相談 と あっせん

和歌山県労働委員会が
職場のトラブルの解決をお手伝い！

和歌山県労働委員会では、個々の労働者と事業主の間の労働問題に係る紛争の解決を支援するために無料の相談・あっせんを行っています。

※ 相談・あっせんの申込みは、県内の事業所に勤務する労働者、事業主のどちらからでもできます。（労働者は正規、非正規を問いません。）

※ 相談等の対象は、配転、解雇、賃金、労働時間などの職場で発生した労働紛争です。

こんなことでお困りのときは、ご利用ください

- ・ 突然、会社から解雇を言い渡され、困っている。
- ・ 一方的に賃金を引き下げられた。
- ・ 職場でパワハラが発生したがどう解決したらいいか。
- ・ 配置転換したいが、拒否されて困っている。



労働相談

毎月2回、第1水曜日と第3水曜日の午後に3名の労働委員による労働相談を実施しています。秘密は厳守します。

※ 労働問題に詳しい公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合の役員）、使用者委員（会社経営者等）が3名1組で相談に応じます。

※ 事前予約が必要です。（受付は相談日前日の午後4時までとなっています）

あっせん

個々の労働者と事業主の間で労働問題の紛争が起こり、当事者で自主的な解決が困難な場合、3名の労働委員があっせん員となって、双方の主張を調整し、公平・円満な解決をお手伝いします。

労働相談からあっせんへの流れ

労働相談
労働者、使用者（事業主）のどちらの相談にも応じます。

相談による解決

あっせん申請
労使間の紛争解決に向け、あっせん申請（相談を経ない申請も可）

- ※ あっせんに要する時間
- ・ 申請から第1回あっせんまでは、約1か月かかります。
 - ・ 1回のあっせんにかかる時間は、3時間程度です。
 - ・ 1回のあっせんで終結しない場合は、2回以上のあっせん。

事前調査
事務局職員が申請者・被申請者双方の主張を確認します。

取下
申請者の都合

あっせん
あっせん員が双方の主張を個別に聞き、話し合いを取り持ちます。個別に話を伺いますので、労使が直接交渉することはありません。

打切
解決の見込みがない場合

解決
解決への歩み寄りがあれば、解決内容を記した「あっせん案」が提示されます。労使双方が受け入れたら解決です。



和歌山県労働委員会

（職場トラブル相談センター）

〒 640-8585

和歌山市小松原通 1-1（県庁北別館 5階）

電話 073-441-3781

FAX 073-423-3012

メール e2202001@pref.wakayama.lg.jp

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/220200/>



労働委員会は、中立・公正な立場で労使紛争の解決をお手伝いする公の機関です。